

回 答 書

平成 2 8 年 6 月 2 0 日
大仙市経済産業部観光交流課

「大仙市の花火PR用アプリ・ビジュアルアイデンティティ等制作業務」の公募型プロポーザルに係る質問について、以下のとおり回答いたします。

NO.	質問事項	質問内容	回答
1	サーバーについて(1)	ご使用のサーバーの構成をできるだけ詳しくご教示頂けますでしょうか。(サーバースペック[CPU、メモリ、ストレージ]なども含めて)。また、ロードバランサーなどのアクセス負荷分散ツールを導入されている場合はその旨もお知らせください。	市HP用サーバ、及びNTTPCコミュニケーションズの共用レンタルサーバ「WebARENA SuiteX V1タイプ」を使用しています。市HP用サーバは、容量やセキュリティ等の問題から本事業では使用を予定しておりません。「WebARENA SuiteX V1タイプ」は、ディスク容量30GBのうち約11GBを使用しており、残りの容量は本事業で使用が可能です。サーバースペックは問い合わせたところ非公開とされており、確認できておりません。 なお、以下に示す図1「システム構成イメージ図」のように、外部にサービス提供サーバ(クラウドサービスを含む)を設けることを想定してもかまいません。
2	サーバーについて(2)	現サーバーに現在どのようなコンテンツがアップロードされていますでしょうか。また、今後どのようなコンテンツがアップされる予定かをご教示ください。アプリを現サーバーに格納する場合、現状のコンテンツへの影響度を予め把握しておきたいという意図でございます。	「WebARENA SuiteX V1タイプ」には、主に全国花火競技大会「大曲の花火」開催時の駐車場満空情報をアップロードしており、今後も同様の使用を予定しております。 (参考) http://daisen.in.arena.ne.jp/p/
3	「FMはなび」の同時利用について	制作業務委託書の要件として「大仙市コミュニティFM「FMはなび」公式アプリを利用しながら(サイマル放送を聴きながら)使用可能とすること。」という項目がございますが、これはアプリケーションのあらゆる挙動において必須の要件となりますでしょうか。OSの仕様上、動画やVRコンテンツなどの音声を再生時にFM花火の音声が、本アプリの動画プレイヤー側に移り、音声が中断されるケースが想定されます。この場合の対応および本要件が期待している内容について、「花火打ち上げ時にラジオでの解説が聞けるようにする」など具体的にどのような状況を想定されているかご回答お願いできますでしょうか。	あらゆる挙動において必須の要件ではありません。写真の撮影や編集などの機能の使用時に「FMはなび」公式アプリの音声再生できることを想定しています。ご指摘のとおり、動画やVRコンテンツなどの音声を含んだコンテンツの再生時には「FMはなび」の音声は中断されるものと想定しています。

4	「FMはなび」の音声の取扱いについて	「FMはなび」アプリケーションとの同時使用ですが、双方のアプリケーションを切り替えて操作するよりも、本アプリケーション上でも必要に応じてFMはなびの再生ができることではないかと考えております。その場合、現在「FMはなび」で使用している音声情報を本アプリケーションでも使用することは可能となりますでしょうか。	著作権等の問題から、「FMはなび」の音声はあくまでも「FMはなび」公式アプリから再生することとしてください。
5	委託期間終了後のOS仕様変更への対応について	委託期間終了後の保守運用中に、対象となっているiOSおよびAndroid OS共にOSのアップデートおよびサポートの終了（明示的／非明示的）や審査仕様の変更が行われる可能性がございます。これらへの対応を行う際の費用負担は委託費用の上限に含まれますでしょうか。	ご質問の費用は委託費の上限に含まれます。
6	先進的な花火映像等のコンテンツについて	360°の映像やVR技術を活用した映像など、先進的な花火映像のコンテンツを制作するとありますが、こちらはアプリ内に組み込むという想定でしょうか。それともこちらで定義させていただいてよろしかったでしょうか。	提案者において定義いただくものとします（提案の内容を含む）。
7	Apple, Googleとの契約について	アプリを配布するためにDeveloper登録は大仙市様のお名前でもよろしかったでしょうか。また、Apple は1年ごとに費用が発生しますが、こちらも保守の中に入りますでしょうか。Googleに関しては初期費用のみ発生しますがこちらも本契約内に入りますでしょうか。	登録者名は大仙市を想定しています。 Google社のGoogle Play Developer Consoleの初期登録料は本契約の委託費に含まれます。 Apple社のApple Developerの年間登録料は保守業務の委託費に含まれます。
8	様式3 業務実績表 【記入上の注意事項】 3. 業務の内容が分かる資料（成果品のパンフレット等）がある場合は、添付すること。	成果品の画面キャプチャーを添付すれば大丈夫でしょうか。	特に指定しませんが、なるべく業務内容が分かりやすいものとしてください。
9	5-(3)-ウ) 制作したビジュアルアイデンティティの商標登録手続きの代行、及び必要となる商標調査等を行う（商標調査に要する費用、出願料・登録料の特許庁に納付する費用、その他手続きに要する諸費用を委託費を含む）。	出願点数はロゴ1点でよろしいでしょうか。また、調査は何点が想定されますでしょうか。 仕様書上、「特許庁に納付する費用、その他手続きに要する諸費用を委託費を含む」とされておりますが、出願時期、審査状況によって委託期間内に商標登録がなされない可能性があります。委託期間内に登録まで至らなかった場合の取り扱いについてご教示ください。	出願点数は1点、調査の対象は最終候補の点数を想定しています。 委託期間内に商標登録が完了することを要しません。必要な調査の実施、書類の整備、特許庁等への申請を委託期間内に行っていただきます。なお、その後の対応（補正の指示があった場合の対応、更新の方法等）を職員にレクチャーしていただきます。

10	5-(5)-ア) 制作したアプリ・ビジュアルアイデンティティをより多くの方に周知・普及させるPR方法を提案し、実施する。	多くの方に周知・普及させるPR方法について、秋田県以外の想定地域はありますでしょうか。	特に想定する地域はありません。広く国内外に効果的に周知・普及させるPR方法を評価の対象といたします。
11	実施要領 5 参加者に要求される資格要件 (5)過去に3件以上のスマートフォン用アプリケーションの開発・導入を行った実績があること。	当業務に、特定共同企業体として、参加させていただくことはできませんでしょうか。	可能とします。 実施要領の「5 参加者の要求される資格要件」に「(6)共同企業体による参加も可能とする。」を追加します。なお、(1)(2)(3)(4)はすべての構成員が満たすことを要し、(5)はいずれかの構成員が満たしていれば足りることとします。 委託先が共同企業体となった場合、平成29年度・平成30年度の保守業務は、共同企業体のいずれかの構成員への委託を予定します。

(図 1)

